第 1 章 緑の基本計画策定における基本事項

1. 緑の基本計画の基本事項

1-1. 深谷市緑の基本計画策定の経緯と目的

深谷市は、平成 18 年 1 月 1 日に、深谷市、岡部町、川本町、及び花園町の 1 市 3 町の合併により新たに誕生しました。平成 19 年 12 月には新しい深谷市のまちづくりの最も基本的な計画となる「深谷市総合振興計画基本構想」と、新たな深谷市の土地利用の指針を定めた「深谷市国土利用計画」が策定されました。この合併により、櫛挽地区の防風林、鐘撞堂山一帯の山林、荒川沿岸の緑、広範囲に及ぶ農地など、多くの良好な緑が新市の包括的な緑として位置づけられることとなりました。一方、これまでに、旧川本町では平成 11 年、旧深谷市では平成 13 年、そして旧花園町では、平成 15 年に緑の基本計画が策定され、それぞれの計画において緑の方向性が掲げられています。

本市の緑の基本計画の策定においては、旧市町が描いていた緑の方向性を踏まえながら、深谷市の良好な緑を次代に向けて保全、育成、活用するために、また、新市としての環境、レクリエーション、防災、景観上の特性を活かし、深谷市の緑環境についての将来像と、それを実現するための施策等を定めることを目的とします。



図 1 合併前の深谷市

1-2. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、「都市緑地法」第4条に基づき市町村が定める法定計画であり、都市に おける総合的な緑の計画となるものです。

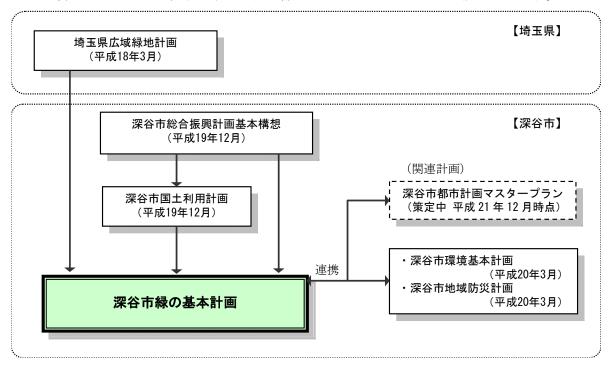
緑の基本計画では、「緑地の保全及び緑化の目標」、そして、その目標を達成するための「緑地の保全及び緑化推進のための施策」を必ず定めることとされています。また、必要に応じて都市公園の整備の方針なども定めることができることから、総合的な緑の計画として位置づけられています。

●緑の基本計画の特徴

- ・法律(都市緑地法)に根拠を置く計画制度であること
- ・市町村の緑とオープンスペース(民有地も含む)の全てに関する総合的な計画であること
- ・住民に最も身近な、地方公共団体である市町村が、独自性・創意工夫を発揮してオリジナリティあふれる計画を策定することができること
- ・計画の策定に際して住民意見の反映が義務付けられていること
- ・計画内容の公表が義務づけられていること
- ・法律に基づく措置から緑に関する普及啓発のソフト施策に至る、幅広い内容が含まれること

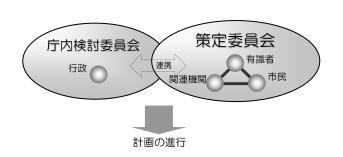
1-3. 計画の位置づけ

本計画は、埼玉県広域緑地計画をもって広域的な視点を踏まえ、深谷市総合振興計画基本構想 (平成19年)及び深谷市国土利用計画(平成19年)を上位計画とします。また、その他関連計画との連携を図るとともに、策定中の深谷市都市計画マスタープランとの調整をします。



2. 緑の基本計画策定の検討体制等 2-1. 緑の基本計画の策定体制

本計画においては、計画策定に係る委員会 等会議として、策定委員会と庁内検討委員会 を設置しています。右に緑の基本計画策定の 検討体制について整理しました。



2-2. 緑の基本計画策定の検討フロー(スケジュール)

本計画は、「深谷市緑の実態調査業務(平成20年度)」と「深谷市緑の基本計画策定業務(平成21年度)」で構成されます。前者においては、計画策定するための基礎調査として実態を把握するとともに課題を抽出、目標の検討を行うこととし、後者においては、深谷市緑の実態調査の内容を踏まえ、緑の基本計画を策定することとしています。策定の検討フロー図を以下に示します。

